

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的及び使命(第1条)</p> <p>第2節 組織(第2条―第10条)</p> <p>第3節 学生の健康及び安全(第11条)</p> <p>第4節 点検評価、認証評価及び教育改善の実施(第12条)</p> <p>第5節 情報の積極的提供(第13条)</p> <p>第2章 通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日(第14条―第16条)</p> <p>第2節 入学(第17条―第21条)</p> <p>第3節 休学及び復学(第22条・第23条)</p> <p>第4節 転学、退学及び除籍(第24条―第26条)</p> <p>第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与(第27条―第29条)</p> <p>第6節 表彰及び懲戒(第30条・第31条)</p> <p>第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生(第32条―第34条)</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料(第35条―第40条)</p> <p>第9節 学寮(第41条・第42条)</p> <p>第10節 公開講座及び出版物(第43条・第44条)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程(第44条の2)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的及び使命(第1条)</p> <p>第2節 組織(第2条―第10条)</p> <p>第3節 学生の健康及び安全(第11条)</p> <p>第4節 点検評価、認証評価及び教育改善の実施(第12条)</p> <p>第5節 情報の積極的提供(第13条)</p> <p>第2章 通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日(第14条―第16条)</p> <p>第2節 入学(第17条―第21条)</p> <p>第3節 休学及び復学(第22条・第23条)</p> <p>第4節 転学、退学及び除籍(第24条―第26条)</p> <p>第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与(第27条―第29条)</p> <p>第6節 表彰及び懲戒(第30条・第31条)</p> <p>第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生(第32条―第34条)</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料(第35条―第40条)</p> <p>第9節 学寮(第41条・第42条)</p> <p>第10節 公開講座及び出版物(第43条・第44条)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程(第44条の2)</p>	

<p>—第46条の2)</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科(第47条—第50条)</p> <p>第3節 教員組織(第51条)</p> <p>第4節 連合農学研究科の学生の配置(第52条)</p> <p>第5節 専攻及び収容定員(第53条)</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限(第54条・第55条)</p> <p>第7節 入学資格等(第56条—第61条)</p> <p>第8節 転学府、転研究科及び転専攻(第62条)</p> <p>第9節 休学期間(第63条)</p> <p>第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法(第64条—第67条)</p> <p>第11節 博士後期課程、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等(第68条—第71条の2)</p> <p>第12節 課程修了及び学位(第72条—第75条)</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等(第76条—第81条)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4章 学部</p> <p>第1節 学部の目的(第82条)</p> <p>第2節 学科及び収容定員(第83条)</p> <p>第3節 修業年限及び在籍年限(第84条—第86条)</p> <p>第4節 入学資格等(第87条—第92条)</p>	<p>—第46条の2)</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科(第47条—第50条)</p> <p>第3節 教員組織(第51条)</p> <p>第4節 連合農学研究科の学生の配置(第52条)</p> <p>第5節 専攻及び収容定員(第53条)</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限(第54条・第55条)</p> <p>第7節 入学資格等(第56条—第61条)</p> <p>第8節 転学府、転研究科及び転専攻(第62条)</p> <p>第9節 休学期間(第63条)</p> <p>第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法(第64条—第67条)</p> <p>第11節 博士後期課程、<u>4年制博士課程</u>、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等(第68条—第71条の2)</p> <p>第12節 課程修了及び学位(第72条—第75条)</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等(第76条—第81条)</p> <p><u>第14節 教育方法、教育課程の履修等の特例(第81条の2・第81条の3)</u></p> <p>第4章 学部</p> <p>第1節 学部の目的(第82条)</p> <p>第2節 学科及び収容定員(第83条)</p> <p>第3節 修業年限及び在籍年限(第84条—第86条)</p> <p>第4節 入学資格等(第87条—第92条)</p>	
---	---	--

- 第5節 転学部及び転学科(第93条)
- 第6節 休学期間(第94条)
- 第7節 教育課程及び履修方法(第95条―第103条)
- 第8節 卒業及び学位(第104条―第107条)
- 第9節 他の大学等における授業科目の履修等(第108条―第111条)

附則

本則

第1章 総則

第2節 組織

(新設)

(学内施設)

第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。

学内施設名
図書館
大学教育センター
先端産学連携研究推進センター
国際センター
保健管理センター
総合情報メディアセンター

- 第5節 転学部及び転学科(第93条)
- 第6節 休学期間(第94条)
- 第7節 教育課程及び履修方法(第95条―第103条)
- 第8節 卒業及び学位(第104条―第107条)
- 第9節 他の大学等における授業科目の履修等(第108条―第111条)

附則

本則

第1章 総則

第2節 組織

(グローバル教育院)

第3条の2 本学に、国際教育交流に関する全学的事業の推進及び支援、教養教育の企画及び実施、入試戦略及び支援、その他全学に係る教育に関する業務を実施するための組織として、グローバル教育院を置く。

(学内施設)

第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。

学内施設名
図書館
(削る)
先端産学連携研究推進センター
(削る)
保健管理センター
総合情報メディアセンター

学術研究支援総合センター
科学博物館
環境安全管理センター
放射線研究室

2 (略)

第2章 通則

第8節 授業料、入学料及び検定料

(入学料及び検定料の不徴収)

第39条の2 本学(大学院連合農学研究科の構成大学を含む。)大学院の博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程又は博士課程に進学する者の入学料及び検定料は、徴収しない。

第3章 大学院

第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程

(博士課程)

第46条 (略)

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分(以下「区分制博士課程」という。)し、又はこの区分を設けないもの(以下「一貫制博士課程」という。)とする。

学術研究支援総合センター
科学博物館
環境安全管理センター
放射線研究室

2 (略)

第2章 通則

第8節 授業料、入学料及び検定料

(入学料及び検定料の不徴収)

第39条の2 次の各号の一に該当する者の入学料及び検定料は、徴収しない。

(1) 本学大学院の博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程、4年制博士課程又は博士課程に進学する者

(2) 茨城大学大学院又は宇都宮大学大学院の博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き連合農学研究科に進学する者

第3章 大学院

第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程

(博士課程)

第46条 (略)

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分(以下「区分制博士課程」という。)し、又は4年の課程(以下「4年制博士課程」という。)及びこの区分を設けないもの(以下「一貫制博士課程」という。)とする。

<p>3～5 (略)</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科 (学府)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農学府の課程は、修士課程とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 教員組織 (教員組織)</p> <p>第51条 工学府、農学府及び生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限 (標準修業年限)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科 (学府)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農学府の課程は、修士課程 <u>及び4年制博士課程</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 教員組織 (教員組織)</p> <p>第51条 工学府、農学府 <u>(共同獣医学専攻を除く。)</u>及び生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。</p> <p><u>2 農学府共同獣医学専攻は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに岩手大学大学院獣医学研究科及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者のうちから指名された者がこれを担当する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第6節 標準修業年限及び在籍年限 (標準修業年限)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
---	---	--

<p>3 農学府の修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第7節 入学資格等</p> <p>(入学資格)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 農学府の修士課程の標準修業年限は、2年とし、<u>4年制博士課程の標準修業年限は、4年</u>とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第7節 入学資格等</p> <p>(入学資格)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>農学府の4年制博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者</u></p> <p>(2) <u>大学における医学、歯学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者</u></p> <p>(3) <u>外国において、学校教育における18年の課程を修了した者</u></p> <p>(4) <u>外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者</u></p> <p>(5) <u>我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</u></p> <p>(6) <u>外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受</u></p>	
---	--	--

<p style="text-align: center;">第9節 休学期間</p> <p>(休学期間)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、連合農学研究科の博士課程又は工学府の専門職学位課程についてそれぞれ通算して2年を、一貫制博士課程について通算して4年を超えることができない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、<u>修業年限が5年以上である獣医学、医学、歯学又は薬学を履修する課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)</u>により、<u>学士の学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(7) <u>文部科学大臣の指定した者</u></p> <p>(8) <u>学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</u></p> <p>(9) <u>本学大学院において個別の資格審査により、大学(医学、歯学、修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者</u></p> <p style="text-align: center;">第9節 休学期間</p> <p>(休学期間)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、連合農学研究科の博士課程又は工学府の専門職学位課程についてそれぞれ通算して2年を、<u>農学府の4年制博士課程又は一貫制博士課程</u>について通算して4年を超えることができない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第81条の3の規定により計画的な</p>	
---	--	--

<p>5 (略)</p> <p>第 11 節 博士後期課程、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等 (新設)</p> <p>第 70 条 連合農学研究科に置く大講座は、別表第 5 の 2 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育方法)</p> <p>第 71 条 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程並びに連合農学研究科の博士課程における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。</p> <p>2 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程並びに連合農学研究科の博士課程の学生は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第 12 節 課程修了及び学位 (博士後期課程等の修了)</p> <p>第 74 条 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課</p>	<p><u>履修が認められた後の休学期間は、在籍年限に算入しない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第 11 節 博士後期課程、<u>4 年制博士課程</u>、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等</p> <p><u>第 68 条の 2 農学府の 4 年制博士課程に置く講座は、別表第 5 の 2 のとおりとする。</u></p> <p><u>2 授業科目及びその単位数については、農学府の教育規則において定める。</u></p> <p>第 70 条 連合農学研究科に置く大講座は、別表第 5 の 3 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育方法)</p> <p>第 71 条 工学府の博士後期課程、<u>農学府の 4 年制博士課程</u>、生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程並びに連合農学研究科の博士課程における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。</p> <p>2 工学府の博士後期課程、<u>農学府の 4 年制博士課程</u>、生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程並びに連合農学研究科の博士課程の学生は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第 12 節 課程修了及び学位 (博士後期課程等の修了)</p> <p>第 74 条 工学府の博士後期課程、<u>農学府の 4 年制博士課程</u>、生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程</p>	
--	--	--

程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長等が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2・3 (略)

(学位の授与)

第75条 学長は、次の表の左欄に掲げる課程を修了した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。

課程	学位
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
(新設)	
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)

又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長等が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2・3 (略)

(学位の授与)

第75条 学長は、次の表の左欄に掲げる課程を修了した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。

課程	学位
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
農学府の4年制博士課程	博士(獣医学)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)

生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程	博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻に限る。)	博士(生命科学)
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)
工学府の専門職学位課程	技術経営修士(専門職)

2・3 (略)

(新設)

第4章 学部

第7節 教育課程及び履修方法

生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程	博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻に限る。)	博士(生命科学)
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)
工学府の専門職学位課程	技術経営修士(専門職)

2・3 (略)

第14節 教育方法、教育課程の履修等の特例

(教育方法の特例)

第81条の2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第81条の3 学生が、職業を有している等の事情により、第54条に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた者は、大学院の在籍年限を超えることができない。

第4章 学部

第7節 教育課程及び履修方法

<p>(卒業の要件となる単位数) 第98条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第28条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。</p> <p>第9節 他の大学等における授業科目の履修等 (特別聴講学生) 第111条 (略) 2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあつては、<u>国際センター</u>)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。</p> <p>別表第2(第53条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学府等名</th> <th rowspan="2">専攻名</th> <th colspan="2">博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程</th> <th colspan="2">博士後期課程</th> <th colspan="2">一貫制博士課程</th> </tr> <tr> <th>入学定員 (人)</th> <th>総定員 (人)</th> <th>入学定員 (人)</th> <th>総定員 (人)</th> <th>入学定員 (人)</th> <th>総定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工学府</td> <td>生命工学専攻</td> <td>58</td> <td>116</td> <td>14</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>								学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程		一貫制博士課程		入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)	工学府	生命工学専攻	58	116	14	42	—	—
学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程		一貫制博士課程																							
		入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)																						
工学府	生命工学専攻	58	116	14	42	—	—																						

<p>(卒業の要件となる単位数) 第98条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第28条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。<u>ただし、卒業の要件として第1項で定める単位数が大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第32条で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数を60単位に加算した単位数を超えないものとする。</u></p> <p>第9節 他の大学等における授業科目の履修等 (特別聴講学生) 第111条 (略) 2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあつては、<u>グローバル教育院</u>)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。</p> <p>別表第2(第53条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学府等名</th> <th rowspan="2">専攻名</th> <th colspan="2">博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程</th> <th colspan="2">博士後期課程、 4年制博士課程 及び博士課程</th> <th colspan="2">一貫制博士課程</th> </tr> <tr> <th>入学定員 (人)</th> <th>総定員 (人)</th> <th>入学定員 (人)</th> <th>総定員 (人)</th> <th>入学定員 (人)</th> <th>総定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工学府</td> <td>生命工学専攻</td> <td>58</td> <td>116</td> <td>14</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>								学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程、 4年制博士課程 及び博士課程		一貫制博士課程		入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)	工学府	生命工学専攻	58	116	14	42	—	—
学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専門職学位課程		博士後期課程、 4年制博士課程 及び博士課程		一貫制博士課程																							
		入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)																						
工学府	生命工学専攻	58	116	14	42	—	—																						

	応用化学専攻	78	156	14	42	—	—		応用化学専攻	78	156	14	42	—	—	
	機械システム工学専攻	70	140	13	39	—	—		機械システム工学専攻	70	140	13	39	—	—	
	電子情報工学専攻	—	—	19	57	—	—		電子情報工学専攻	—	—	19	57	—	—	
	物理システム工学専攻	26	52	—	—	—	—		物理システム工学専攻	26	52	—	—	—	—	
	電気電子工学専攻	66	132	—	—	—	—		電気電子工学専攻	66	132	—	—	—	—	
	情報工学専攻	42	84	—	—	—	—		情報工学専攻	42	84	—	—	—	—	
	産業技術専攻	40	80	—	—	—	—		産業技術専攻	40	80	—	—	—	—	
	計	380	760	60	180	—	—		計	380	760	60	180	—	—	
農学府	生物生産科学専攻	27	54	—	—	—	—		生物生産科学専攻	27	54	—	—	—	—	
	共生持続社会学専攻	12	24	—	—	—	—		共生持続社会学専攻	12	24	—	—	—	—	
	応用生命化学専攻	30	60	—	—	—	—		応用生命化学専攻	30	60	—	—	—	—	
	生物制御科学専攻	20	40	—	—	—	—		生物制御科学専攻	20	40	—	—	—	—	

	環境資源物質科学専攻	11	22	—	—	—	—		環境資源物質科学専攻	11	22	—	—	—	—	
	物質循環環境科学専攻	17	34	—	—	—	—		物質循環環境科学専攻	17	34	—	—	—	—	
	自然環境保全学専攻	19	38	—	—	—	—		自然環境保全学専攻	19	38	—	—	—	—	
	農業環境工学専攻	10	20	—	—	—	—		農業環境工学専攻	10	20	—	—	—	—	
	国際環境農学専攻 (新設)	28	56	—	—	—	—		国際環境農学専攻 共同獣医学専攻	28	56	—	—	—	—	
	(新設)								(共同獣医学専攻全体)	—	—	<u>10</u>	<u>40</u>	—	—	
計	174	348	<u>—</u>	<u>—</u>	—	—	計	174	348	<u>10</u>	<u>40</u>	—	—			
生物システム応用科学府	生物機能システム科学専攻	59	118	12	36	—	—	生物システム科学専攻	59	118	12	36	—	—		
	食料エネルギーシステム科学専攻	—	—	—	—	10	50	食料エネルギーシステム科学専攻	—	—	—	—	10	50		

	共同先進健康科学専攻	—	—	6	18	—	—
	(共同先進健康科学専攻全体)	—	—	(10)	(30)	—	—
	計	59	118	18	54	10	50
連合農学研究科	生物生産科学専攻	—	—	15	45	—	—
	応用生命科学専攻	—	—	10	30	—	—
	環境資源共生科学専攻	—	—	10	30	—	—
	農業環境工学専攻	—	—	4	12	—	—
	農林共生社会科学専攻	—	—	6	18	—	—
計	—	—	45	135	—	—	
合計	613	1226	<u>123</u>	<u>369</u>	10	50	

(新設)

	共同先進健康科学専攻	—	—	6	18	—	—
	(共同先進健康科学専攻全体)	—	—	(10)	(30)	—	—
	計	59	118	18	54	10	50
連合農学研究科	生物生産科学専攻	—	—	15	45	—	—
	応用生命科学専攻	—	—	10	30	—	—
	環境資源共生科学専攻	—	—	10	30	—	—
	農業環境工学専攻	—	—	4	12	—	—
	農林共生社会科学専攻	—	—	6	18	—	—
計	—	—	45	135	—	—	
合計	613	1226	133	409	10	50	

別表第5の2(第68条の2関係)

農学府の4年制博士課程
共同獣医 形態機能学 機能制御学 動物衛生学 獣医公衆衛

<p>別表第5の2(第70条関係) (表は省略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 193 1196 240">学専攻</td> <td data-bbox="1196 193 1915 240">生学 産業動物臨床医科学 伴侶動物臨床医科学</td> </tr> </table> <p>別表第5の3(第70条関係) (表は省略)</p>	学専攻	生学 産業動物臨床医科学 伴侶動物臨床医科学	
学専攻	生学 産業動物臨床医科学 伴侶動物臨床医科学			

附 則(平成30年4月1日教規則第1号)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第98条第3項の改正規定は、平成24年4月1日以降に入学した学生から適用する。
- 農学府共同獣医学専攻の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの各年度においては、次の表のとおりとする。

学府等名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
農学府共同獣医学専攻	10人	20人	30人